

東大阪市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市手数料条例の一部を改正する条例

東大阪市手数料条例（平成 12 年東大阪市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 1 1 号の 2 中「第 5 条の 3 第 1 項」を「第 5 条の 1 3 第 1 項」に、「第 5 条の 6 第 1 項」を「第 5 条の 1 6 第 1 項」に改め、同項第 1 1 1 号の 3 中「第 5 条の 7 第 1 項」を「第 5 条の 1 7 第 1 項」に改め、同項第 1 1 1 号の 4 中「第 5 条の 3 第 1 項」を「第 5 条の 1 3 第 1 項」に、「第 5 条の 6 第 1 項」を「第 5 条の 1 6 第 1 項」に、「第 5 条の 7 第 1 項」を「第 5 条の 1 7 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

東大阪市手数料条例新旧対照表

新	旧
(手数料の種類等) 第2条 手数料の種類及び金額は次のとおりとし、これらの手数料は当該手数料を徴収する事務に係る申請等の際、当該申請等を行う者から徴収する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、後納させることができる。 (1) ～ (1 1 1) (略) (1 1 1) の2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化推進法」という。）<u>第5条の13第1項</u>の認定又はマンション管理適正化推進法<u>第5条の16第1項</u>の更新の申請に係る審査手数料 6,400円（長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号の長期修繕計画をいう。以下この号及び次号において同	(手数料の種類等) 第2条 手数料の種類及び金額は次のとおりとし、これらの手数料は当該手数料を徴収する事務に係る申請等の際、当該申請等を行う者から徴収する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、後納させることができる。 (1) ～ (1 1 1) (略) (1 1 1) の2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化推進法」という。）<u>第5条の3第1項</u>の認定又はマンション管理適正化推進法<u>第5条の6第1項</u>の更新の申請に係る審査手数料 6,400円（長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号の長期修繕計画をいう。以下この号及び次号において同

じ。)の数が2以上の場合は、6,400円に、長期修繕計画の数から1を減じた数に3,100円を乗じて得た額を加算した額)

(111)の3 マンション管理適正化推進法第5条の17

第1項の変更の認定の申請に係る審査手数料 次のア又はイに掲げる変更の区分に応じ、当該ア又はイに定める額
ア・イ (略)

(111)の4 マンション管理適正化推進法第5条の13

第1項の認定、マンション管理適正化推進法第5条の16

第1項の更新又はマンション管理適正化推進法第5条の

17第1項の変更の認定を受けたことの証明手数料 1

件 980円

(112)～(116) (略)

2 (略)

じ。)の数が2以上の場合は、6,400円に、長期修繕計画の数から1を減じた数に3,100円を乗じて得た額を加算した額)

(111)の3 マンション管理適正化推進法第5条の7第

1項の変更の認定の申請に係る審査手数料 次のア又はイに掲げる変更の区分に応じ、当該ア又はイに定める額
ア・イ (略)

(111)の4 マンション管理適正化推進法第5条の3第

1項の認定、マンション管理適正化推進法第5条の6第1

項の更新又はマンション管理適正化推進法第5条の7第

1項の変更の認定を受けたことの証明手数料 1件

980円

(112)～(116) (略)

2 (略)